

随意契約理由書

件名	サーマル式整理券発行機購入		
契約の相手方	新和商事 株式会社		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当		
随意契約の理由			
市バスでは、現金による運賃収受を行う場合に、多区間路線運行時お客様がどこから乗車されたのかを乗務員が判断するため整理券を発券しており、その発券にサーマル式整理券発行機を使用しています。 このサーマル式整理券発行機の発券には、IC及び磁気カードによる運賃収受と同じデータが使われていて、料金箱と同一メーカーでないと正しく動作することができません。 よって、料金箱メーカーである小田原機器製サーマル式整理券発行機を販売する関西で唯一の代理店である新和商事株式会社を指定します。			
担当部署 (問合せ先)	自動車部 市バス車両課 車両計画係 (電話番号 078-992-3333)		